

車いす貸出事業について

豊明市社会福祉協議会では、一時的な車いすの貸出しを行っています。

貸出期間 **1ヶ月以内** (継続使用を希望される方は職員に申し出てください。)

利用料 **無料**

貸出対象 市内在住で、身体に障害を持つ方、または一時的に歩行できなくなった方。
(他制度が利用できる方は原則利用できません)



例えば…

- 病気やけがにより、一時的な歩行支障が治癒するまでの期間。
- 介護保険の要介護認定や身体障害者手帳交付の申請をしたばかりで、各制度のサービスが利用できるまでの期間。

車イス購入費の支給、または貸与される制度

対象者	制度	問合せ及び申請先
身体障害者福祉法による肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1級・2級及び3級以下で特に認められた方	障害者総合支援法による補装具費の支給制度	市役所社会福祉課 TEL 92-1119
難病の患者に対する医療等に関する法律による、指定難病患者の方	障害者総合支援法による補装具費の支給制度	市役所社会福祉課 TEL 92-1119
児童福祉法による小児慢性特定疾病児童の方	障害者総合支援法による補装具費の支給制度	市役所社会福祉課 TEL 92-1119
要介護2から5の認定を受けている居宅要介護者、または要介護1要支援認定者のうち特に認められた方(40歳から64歳で特定疾病により要介護認定された方)	介護保険法による福祉用具貸与制度	市役所高齢者福祉課 TEL 92-1261

注意事項 社会福祉協議会では車いすの運搬は行いません。
利用者による原因による車いすの破損時には修理費等を負担していただきます。

問合せ先 豊明市社会福祉協議会
TEL 93-5051 Fax 93-3880